

EneTrack 利用規約

SCSK株式会社(以下、「当社」といいます)のサービスである EneTrack(以下、「本サービス」といいます)に関する利用規約(以下、「本規約」といいます)を以下に定めます。本サービス利用にあたり、本規約上で特に定めがない限り、本規約が唯一の条件であり、内容について承諾頂けない場合、本サービスを利用することはできません。なお、本規約変更後、本サービスを利用した場合、当該変更に同意したものとみなします。

本サービスは、本規約で定める内容以外にその他の法令の適用を受け、各種適用法令により規律され、I-REC(E) Code、Standard 及びその関連文書に従って提供されるものとします。

第1章 基本事項

第1条(定義)

本規約において、次の各用語の定義は次のとおりとします。

本システム	本サービスの提供のため当社が保有するプラットフォームシステム。
I-Tracking 規格財団	International Tracking Standard Foundation: Founder of I-REC。前 I-REC 規格財団(The International REC Standard Foundation) (オランダ)。
Evident Ev Limited	レジストリを提供する団体である Evident Ev Limited(英国)。
レジストリ	Evident Ev Limited が提供する再エネ属性証書に係る権利のライフサイクルと使用に関する記録を管理する Web サービス。
イシュー	属性証書の発行における承認 (第三者認証)を行う組織又は団体である一般社団法人ローカルグッド創成支援機構。
レジストラント	Standard で定める再エネ電力を発電している企業又は、発電所の所有者の代理として責任を負う企業。
I-REC 関連機関	イシュー、I-Tracking 規格財団及び Evident Ev Limited の三者をあわせた総称。
I-REC(E) Code	I-Tracking 規格財団が認定する「Evident. I-REC Code for Electricity」及びその補助文書。
Standard	国際属性トラッキング規格である「The International Attribute Tracking Standard」及び補助文書。
事務局	当社のサポートの対応窓口をいい、本サービスのオペレーション、サポートの窓口。
再生エネ	再生可能エネルギーのこと。
属性証書	再生エネ電力の属性(発電所(所在地、所有者)、発電種別、発電期間と発電量、及び運転開始日等)を証明するもの。
償却証書	属性証書の償却を証明するもの。 本証書は地球温暖化対策の推進に関する法律等の国内の法制度によるオフセットには利用できません。
取引口座	属性証書の発行及び名義変更を管理するための口座。本サービスにおいては、当社がレジストリに保有する口座を使用するものとします。
償却口座	償却された属性証書を管理する口座。 本サービスにおいては、当社がレジストリに保有する口座を使用するものとします。 なお、取引口座から償却口座に移動することで償却証書が取得でき、電力の属性証明として利用することができます。
再生エネ発電者	Standard で定めるレジストラントであり、本サービスの利用者登録を受けた者。
需要家企業	本サービスの利用者であって、属性証書を調達、又は、再生エネ償却証書を必要とする企業として利用者登録を受けた者。
利用者	再生エネ発電者又は需要家企業を指す。
受益者	属性証書を償却する時に、最終的な再生エネ電力の属性を主張する法人。
発行	再生エネ発電者が発電にかかわる情報(発電期間と発電量)を当社の保有する本システムに登録し、再生エネ発電者の代理人である当社が、本システムを通じて、レジストリへの登録の申請を行うことを通じてイシューの認証を受けた後、レジストリの取引口座に属性証書を登録すること。
移転	本システムに登録された属性証書の販売に伴いレジストリ上の所有者の名義を再生エネ発電者から需要家企業へ変更すること、及び属性証書を再生エネ発電者名義の取引口座から需要家企業名義の取引口座へ移動すること。
償却	属性証書を取引口座から償却口座に移動すること。
転送	需要家企業が本システムで属性証書を移転後、その属性証書を本サービス外でレジストリに保有している自身または第三者の取引口座へ移動すること。
公開取引	再生エネ発電者が、本サービスを通じて、属性証書を販売し、需要家企業は、本サービス上で属性証書を選択して購入すること。
相対取引	再生エネ発電者が、直接本サービス上で指定した需要家企業に、属性証書を販売すること。
利用料金	当社が定める本サービスを利用するための手数料。
売買代金	再生エネ発電者が販売する属性証書の代金(利用料金は含まない)。
ワンタイムパスワード	Google Authenticator による、一定時間ごとに更新されるその場限りのパスワード。
ユーザーID、パスワード	本サービスを利用する際の認証に用いるユーザーID、パスワードその他の情報。
本アクセスID等	ワンタイムパスワード及びユーザーID、パスワードその他の情報をあわせたもの。
API トークン	レジストリから発行される、本サービスを通じて発行申請する際に再生エネ発電者を特定するための識別子。
サービス定義書	本サービスを利用者に対して提供するにあたり、サービスの仕様を明示する事を目的とした資料。

当社設備	当社が、本サービスを提供するために利用するコンピュータ、電気通信回線、電気通信設備その他のハードウェア及びソフトウェア(第三者から借り受け、又は、第三者から提供を受けているものを含みます)。
利用者設備	利用者が、本サービスを利用するためのコンピュータ、電気通信回線、電気通信設備その他のハードウェア及びソフトウェア(第三者から借り受け、又は、第三者から提供を受けているものを含みます)。
利用者情報	本サービスの利用のため利用者が登録した情報(再エネ発電者については、レジストリにアクセスするためのメールアドレスとAPIトークンを含みます)。
知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権(著作権法27条及び28条の権利を含みます)、その他の知的財産に関して法令により定められた権利(特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利その他の知的財産権の設定を受ける権利を含みます)。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者

第2条(再委託)

当社は、本サービスにおける業務の全部又は一部を利用者の承諾を得ることなしに、第三者に再委託できるものとします。この場合、当社は、当該再委託先に対して本規約で定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第2章 本サービスの申込

第3条(本サービスの申込)

- 1 本サービスの利用開始にあたっては、当社が指定する様式で、当社へ利用者登録申請を行うものとします。
- 2 当社は、前項の利用者登録申請について審査を行い、当社が別に定める基準を満たすと認める場合、利用者として登録します。当社から登録完了通知を受領した時点から、利用者となります。利用者が本サービス外で、レジストリに自社の取引口座・償却口座を保有している場合であっても、本サービスを利用するためには、別途本サービスの利用者登録をする必要があります。なお、本サービスから、レジストリに保有している自社の口座を利用(属性証書の発行、移転、償却等)することはできませんが、利用者は、本サービス外でレジストリに保有する自社の取引口座への属性証書の転送については行うことができます。

第3章 本サービスの利用

第4条(本アクセスID等の管理)

- 1 利用者は、本サービスを利用する際の認証に使用する本アクセスID等を、自己の責任において、適切に管理及び保管するものとし、これを第三者(本サービスの他の利用者を含みます)に使用させる、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等を行うことは一切できないものとします。
- 2 前項の本アクセスID等を認証に用いて本サービスが利用された場合、当該ID及びパスワード等を付与された利用者により行われたものとみなされ、当該ID及びパスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって利用者に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。
- 3 利用者の責めに帰すべき本アクセスID等の漏洩、不正使用などにより、当社が損害を被った場合には、当社が利用者に対し、当該損害について賠償請求できるものとします。
- 4 万一、当社の許可なく利用者が保有する本アクセスID等が利用された場合、又は本アクセスID等が第三者に漏洩してしまった場合には、利用者はただちに事務局に連絡するものとします。

第5条(発行)

- 1 再エネ発電者は、あらかじめ、イシューと契約することにより、当該契約条件に従ってイシューから発電設備の認証を受けること、及び属性証書の発行が可能となります。
なお、当社を代理人とする委任状をあらかじめイシューに提出することで、本サービスを通じて属性証書の発行申請を行うことができます。再エネ発電者は、当該委任状に記載の条件にも従うものとします。
- 2 本サービスは、日本国内の発電所で発電された電力のみ属性証書の発行ができるものとします。
- 3 発行する際には、当社は利用者からの申請内容について審

査を行い、当社が別に定める基準を満たすと認める場合のみ、サービスを提供するものとします。

- 4 本サービスで属性証書を発行した場合、移転及び償却は本サービスからのみ行うことができます。
- 5 再エネ発電者は、当社及びI-REC関連機関に対して、登録したすべての発電施設につき、別途当社の指定する情報及び関連文書へのアクセスを確保するものとします。これらのアクセスの確保に障害がある場合には、当社及びイシューは属性証書の発行を一時停止することができます。
- 6 再エネ発電者は、属性証書の発行対象となる電力について、イシューが指定する発行依頼フォームを本サービスを通じてイシューに提出するとともに、記載の条件に従い、また記載内容について当社に対しても保証するものとします。なお、発行依頼フォームに記載された条件についてはイシューの基準と責任で行われるため、当社は記載された内容についての責任は一切負わないものとします。
- 7 第1項の認証は再エネ発電者と第三者であるイシューの契約に基づき、イシューの基準と責任で行われるため、当社は、認証の状況や結果についての責任は負わないものとします。また、イシューの認証作業の実施状況については、当社では回答しかねます。
- 8 再エネ発電者は属性証書の発行費用として当社の定める利用料金(当社が再エネ発電者に代わってイシューに支払う発行手数料を含みます。)を当社に対して支払うものとします。当社は、イシューに対し発行手数料の支払いを行います。再エネ発電者は、イシューとの契約に基づく、属性証書の発行に係る通信を当社との間で行うものとします。
- 9 期日までに再エネ発電者から利用料金の入金が確認できない場合、再エネ発電者の本サービスへのログインを停止するものとします。当社からの催告にも関わらず入金が確認できない場合、当社が再エネ発電者に代わり、再エネ発電者が保有する属性証書を販売することができるものとします。販売した属性証書の売買代金は、未入金分の利用料金及び遅延損害金を差し引き、再エネ発電者に支払うものとします。

第6条(移転)

- 1 本サービスで実施される属性証書の売買において、当社は売買の仲介を行うもので、すべて当事者である利用者間で行われるものとします。ただし、当社が最終需要家企業として売買を行う際は、この限りではありません。
- 2 本サービスで属性証書を販売するには、本システムから発行する必要があり、本システム以外から発行された証書については本サービスの利用は出来ないものとします。
- 3 以下の時点をもって売買が成立するものとします。
 - (1)公開取引において需要家企業による移転申請が完了した時
 - (2)相対取引において再エネ発電者による移転申請が完了した時
 なお、移転申請は別に定める基準に基づき、当社が審査を行い、基準を満たす場合に完了となります。基準を満たさない場合は申請を受領していないものと見なします。
- 4 売買契約が成立した場合においても、以下に該当する場合、需要家企業の本サービスへのログインの停止及び、当該売買

契約を取り消すことができるものとします。

(1) 期日までに需要家企業からの売買代金の支払が確認できない場合

- 5 需要家企業は、属性証書の売買が成立した場合、再エネ発電者へ需要家企業名が開示されることに承諾するものとします。なお、再エネ発電者は、当該企業名を、購入履歴確認のみで利用するものとし、それ以外の目的で、使用することを禁止するものとします。
- 6 売買代金に関しては、再エネ発電者が決定するものであり、当社は責任を負わないものとします。
- 7 相対取引においては、再エネ発電者は買主となる需要家企業との協議により取引条件を定めるものとし、当社はなんら責任を負わないものとします。
- 8 売買契約において紛争が発生した場合、当事者は当社に対して申し出を行うことができるものとします。なお本サービス上での公開取引以外の契約(相対取引や本サービス外での取引)については、当社は当事者からの申し出を受領せず、何ら責任を負わないものとします。
- 9 本サービスで売買が成立した場合、当社は、売主である再エネ発電者に代わって買主である需要家企業へ売買代金を請求・受領するものとし、再エネ発電者はかかる代理請求及び受領権限を当社に授与します。当社は、属性証書の売買代金及び当社がプラットフォーム利用料として別に定める利用料金を受領するまでは、一旦本サービス(当社名義)の取引口座にて当該属性証書をお預かりし、当該代金の受領を確認した後、買主である需要家企業へ名義変更を行い、再エネ発電者へ売買代金を支払うものとします。

第7条(償却)

- 1 利用者は、本サービスで償却した属性証書が適用される電力に属する価値に当該属性証書とは別の公的な証明を割り当てる場合には、I-REC 関連機関の事前の承諾を必要とします。
- 2 償却の申請後、償却の手続きの取消はできないものとします。
- 3 償却証書は、名義(受益者)を変更し、又は第三者に譲渡することはできません。
- 4 償却に際して、需要家企業は償却費用として当社が別に定める利用料金を当社に対して支払うものとします。
- 5 償却後、期日までに需要家企業からの入金を確認できない場合、本サービスへのログインを停止するものとします。

第8条(転送)

- 1 利用者は、本サービス外でレジストリに取引口座・償却口座を保有している場合のみ、属性証書を転送できるものとします。
- 2 前項において、利用者は、属性証書の移転の実施後に、転送を行うことができます。
- 3 利用者は、属性証書の転送の実施後、当該転送を取り消すことはできず、また、転送された属性証書を再度本サービスの取引口座へ戻すことはできないものとします。
- 4 利用者による誤操作等により、利用者の意図しない取引口座への転送が行われた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条(禁止事項)

利用者は、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に違反する行為
- (3) 本規約その他当社が定める本サービスの利用方法に違反する行為
- (4) 当社又は第三者の知的財産権その他の財産権、営業秘密、プライバシーその他の権利又は利益を侵害する行為

- (5) 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- (6) 本サービスの利用者としての地位を第三者に譲渡・移動する行為
- (7) 許可されていない利用者及び第三者にレジストリ、関連するWeb サイト、及び文書を使用させる、又は使用を許可する行為
- (8) 本サービスのネットワーク又はシステムに過度の負荷をかける行為
- (9) 本サービス及び本システムについて、その手法を問わず、構造、機能、処理方法等を解析し、一部若しくは全部の複製を作成し、又はソースコードを得ようとする行為
- (10) 本システム又は本サービスの利用のために必要なソフトウェアに対し、不正なデータ、命令、プログラム等を入力する行為
- (11) 本サービスを利用者の自らの業務目的又は本目的以外の目的で使用又は利用する行為
- (12) 本サービスの円滑な実行のために必要な事項として当社が遵守を求める事項に違反する行為
- (13) 本サービスに提供するすべての情報について完全かつ真正ではない情報を提供する行為
- (14) 政府機関に提供される情報と一致しない情報を提供する行為
- (15) レジストリと連動した暗号資産その他のトークンを無断で作成する行為
- (16) 前各号に掲げるもののほか、本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する行為

第4章 本サービスの変更等

第10条(本サービス及び本規約等の変更等)

- 1 当社は、当社のサービスページに本規約及びサービス定義書(以下、「本規約等」とします)の更新版を掲載することで、利用者に事前に通知又は連絡することなく、いつでも本サービス及び本規約等の内容の全部又は一部を変更し、又は本サービスの提供を終了することができます。本規約等が変更された場合、変更後の本規約等にて本サービスを提供するものとします。
- 2 前項の本規約の変更は、I-REC(E) Code、Standard 及び当社が I-REC 関連機関とそれぞれ契約した契約条件の変更を含むものとします。
- 3 本サービスが全部廃止された場合、当該廃止の日に本規約は解約されるものとします。
- 4 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき利用者等に生じた損害について一切責任を負いません。

第11条(本サービスの一時的な停止又は中断)

- 1 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知又は連絡することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断することができます。
 - (1) 期日までに入金を確認できない場合
 - (2) サーバ、通信回線その他の本サービスの利用のための設備の故障、障害の発生又はその他の事由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 本サービスにおいて利用しているシステムの保守、点検、修理、変更を定期的又は緊急で行う場合
 - (4) 火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (6) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、疫病の蔓延等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (7) 法令による規制、司法命令等の適用により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (8) その他、運用上、技術上又は I-REC 関連機関からの指導により当社が本サービスの提供を一時的な停止又は中断する必要があると判断した場合

- (9) 本サービスの検証の結果を受け、本サービスを向上させるために改修を行う必要があると判断した場合
 - (10) 利用者が本規約に違反もしくはその可能性があることが当社が判断した場合
 - (11) 当社又は I-REC 関連機関が合理的に疑わしく思う、あるいは実際に不正もしくは虚偽のやりとりが行われた場合
 - (12) 証書の受益者が償却後の最終所有者ではないことが確認できた場合
- 2 当社は、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断したことにより利用者等に損害が生じたとしても、その損害について一切責任を負いません。

第5章 データ及び利用者登録情報等の取扱い

第12条(秘密保持)

- 1 利用者は、本サービスを通じて知り得た、当社が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報である旨を表示した上で開示した情報(以下「秘密情報」という。)を、秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、又は、秘密情報を本サービスにおける権利の行使又は義務の履行以外の目的で利用してはならないものとします。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができます。
- 2 次の(1)~(5)のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたりません。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報に依拠することなく被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 秘密保持義務は、契約期間が終了した後も1年間継続するものとします。

第13条(個人情報の取扱い)

- 1 当社は、本サービスより取得した利用者の個人情報を、以下に基づき取り扱うものとします。
 - (1) 利用目的
 - ・当社事業における契約の締結・履行、アフターサービス、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘、I-REC 関連機関への報告等、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うため
 - ・当社が商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘等の業務を行うため
 - (2) 委託
当社では業務を円滑に遂行するため、業務の一部を委託先に委託し、当該委託に対し必要な範囲で個人情報の取り扱いを委託する場合がありますが、この場合は、当社が定めた基準を満たす者を委託先として選定するとともに、個人情報の取り扱いに関する契約の締結や適切な監督を行います。
 - (3) 第三者への提供
当社では、委託先へ委託する場合及び以下のいずれかに該当する場合を除き個人情報を第三者へ開示又は提供いたしません。
 - ア. 利用者から事前の同意がある場合
 - イ. 利用者からのお問い合わせや本サービスによる業務を提供するに必要である場合(属性証書の

発行、移転、償却のため I-REC 関連機関への情報連携等)

ウ. その他法令により許容される場合

(4) 外国にある第三者への提供

I-REC 関連機関のうち、I-Tracking 規格財団はオランダに本拠地を保有する法人、Evident Ev Limited は英国法人であり、利用者からのお問い合わせや本サービスによる業務を提供するのに必要な場合、当社は当該外国にある第三者に個人情報を開示する場合があります。

第14条(利用者情報の取扱い)

- 1 当社は、利用者情報を相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、又は、本サービスにおける権利の行使又は義務の履行以外の目的で利用してはならないものとします。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができます。
- 2 前項の変更登録等を行わなかったことにより、利用者が被った損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 本条の規定に関わらず、当社は I-REC 関連機関の求めに応じて行う監査についての調査をするため、本条と同等の義務を課したうえで利用者情報を I-REC 関連機関に公開することができるものとします。

第15条(属性証書に係る権利)

本サービスの取引口座及び償却口座に登録された属性証書に係る権利は全て、属性証書の名義人にあるものとします。

第16条(知的財産権)

本サービスに関する知的財産権は、すべて当社又は当社にライセンスを許諾している第三者に帰属しており、利用者は本サービスに関して本規約に定める利用権のみを取得し、その他いかなる権利も取得しないものとします。

第6章 利用料金等

第17条(利用料金)

- 1 利用料金についてはサービスページ(<https://www.scsk.jp/sp/enetrack/>)上に記載のとおりとします。
- 2 利用者からの問い合わせに関して、当社だけでは対応できず、当社から Evident Ev Limited に確認が必要な場合、内容によっては別途費用が発生する可能性があります。
- 3 本サービスの一時停止にかかわらず、利用者は請求された金額の支払いを行うものとします。
- 4 本サービスの変更、I-REC(E) Code、Standard 及び当社が I-REC 関連機関とそれぞれ契約した契約条件の変更、物価及び市場環境の変化ならびに公租公課の変更等により、利用料金の改定を必要と当社が判断した場合には、当社の判断において利用料金を変更改定することができるものとします。
- 5 税法令の改正等により消費税等の税率が変更された場合、改正後の税法令等に従って変更後の税率が適用されるものとします。
- 6 当社に対する発行・移転・償却・転送の申請は取消不可とし、いかなる場合も返金対応はしないものとします。

第18条(お支払方法)

- 1 本サービスの利用料金は、当該月の利用実績に伴い、月末時点で締め、当社から請求を行います。ただし、移転(相対取引)かつ、利用者からの申し出があった場合に限り、当社は利用者に対して、個別に利用料金の請求(都度支払い)を行うこともできるものとします。
- 2 利用者は、請求月の翌月末までに、当社指定の銀行口座へ

の振込の方法により支払うものとし、振込手数料は利用者の負担とします。

3 利用者は、利用料金の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から利用料金が完済される日までの期間について、利用料金に対し年 14.6%の割合で当社に遅延損害金を支払うものとし、

4 当社から再エネ発電者への売買代金の支払いは、需要家企業から売買代金の支払いがあった月の翌月末までに再エネ発電者指定の銀行口座へ支払うものとし、振込手数料は当社負担とします。

第7章 免責・責任等

第19条(損害賠償)

当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、万一、当社の責めに帰すべき事由により、契約者に対し損害賠償の責任を負う事態が生じた場合、債務不履行、不当利益、不当行為その他請求原因の如何によらず当該事由の直接の結果として現実に生じた通常の損害に限り、当該損害に関わる利用料(原因となる事由が生じた月の基本料金相当額)又は 10 万円のいずれか低い方を限度とする金銭賠償に限られるものとします。なお、当社は、当社が損害の発生を予見すべきであったか否かにかかわらず、特別損害、間接損害、逸失利益、第三者からの損害賠償に基づく損害及びデータ、プログラムなどの無体物の損害については責任を負わないものとします。

第20条(免責)

- 1 当社は本サービスが利用者の目的に適合すること等については、一切保証いたしません。
- 2 前項の場合に加えて、以下の事由により利用者等又は第三者に発生した損害についても当社は一切責任を負いません。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力に起因する損害
 - (2) 利用者設備の障害又は本サービスを提供するために当社設備までのインターネット接続サービスの不具合等を含む利用者の接続環境の障害に起因する損害
 - (3) レジストリの障害に起因して発生した損害
 - (4) 当社が指定していない利用者設備又は推奨環境を利用したことによって生じた損害
 - (5) 当社設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (6) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの当社設備への侵入に起因する損害
 - (7) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない当社設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受に起因する損害
 - (8) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を利用者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (9) 当社設備のうち当社が開発又は管理をしておらず品質を確保できないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
 - (10) 当社設備のうち、当社の製造又は管理に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (11) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (12) 利用者間又は第三者(利用者及び当社以外のものをいう)の間で発生した紛争による損害
 - (13) その他当社の責に帰すべからざる事由に起因して発生した損害
- 3 認証の結果についてはイシューの判断であり、当社は責任を負わないものとします。
- 4 利用者によるシステム入力の内容については、利用者にて責任を負うものとし、利用者による誤入力等により利用者に損害が発生した場合であっても当社は責任を負わないもの

とします。

第8章 本規約にかかる契約の存続・終了

第21条(契約の終了)

- 1 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、催告を要せず、書面で相手方に通知することによって、利用者の期限の利益を失わせ、その時点において存在するすべての債務をただちに履行することを利用者に請求することができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 第三者から差押、仮差押、競売、破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始などの申立てを受けた場合、又は自ら破産手続、民事再生手続、特定調停、特別清算もしくは会社更生手続の開始などの申立てをした場合
 - (3) 自ら振出し又は引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
 - (4) 租税公課を滞納し督促を受け、又は租税債権の保全処分を受けた場合
 - (5) 所轄官庁から営業停止処分又は営業免許もしくは営業登録の取消しの処分等を受けた場合
 - (6) 解散、事業の廃止、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡又は合併の決議をした場合、又は買収された場合
 - (7) 本規約の定める債務の履行が不能になる蓋然性がある事態、又は法人もしくは役員の犯罪その他信頼関係を破壊する行為がある場合等、本規約の継続に重大な支障を生ずる事由が発生した場合
- 2 当社は、利用者が前項各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、催告を要せず、書面で相手方に通知することによって、本規約に係る契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、当該解除は、損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 3 当社の判断により、本サービスを終了する場合には、利用者に対しサービス終了日の 6 か月前に通知するものとし、利用者は、以下の対応を行うものとします。
 - (1) 本サービスにおいて既に発行された属性証書がある場合、再エネ発電者はサービス終了日までに販売を完了させるものとします。
 - (2) 本サービスにおいて既に取得した属性証書がある場合、需要家企業はサービス終了日までに償却を行うものとします。
- 4 サービス終了日までに前項の対応が完了しない場合、利用者は以下のいずれかの選択を行うものとし、期日までに当社に通知するものとします。期日までに選択の通知がない場合は、当社の判断にて(1)の方法により対応することを予め承諾するものとします。
 - (1) 当社にて属性証書を償却し、利用者に償却証書として返却する方法。この場合、利用者は償却に伴う費用の負担が必要となります。
 - (2) 利用者にてレジストリに口座を作成し、当社から当該口座に移動させる方法。この場合、利用者はレジストリとの間で別途契約及び口座開設を行う必要があり、それに伴う費用の負担も必要となります。
- 5 利用者が本サービスの解約を希望する場合、利用者は、解約を希望する日を当社に通知するものとし、この場合、サービス終了日を解約を希望する日と読み替え、本条第3項及び第4項の定めを適用するものとします。
- 6 利用者が本契約に違反し、本サービスが解約となる場合、当社が通知した解約日にサービスが終了となり、この場合、サービス終了日を解約日と読み替え、本条第3項及び第4項の定めを適用するものとします。

第22条(反社会的勢力の排除)

- 1 利用者は、次の各号の事項をすべて保証するものとします。

- (1) 自らが反社会的勢力に該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力が自らの経営を支配していないこと
 - (3) 反社会的勢力が自らの経営に実質的に関与していないこと
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していないこと
 - (5) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - (6) その他、自らの役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 2 利用者が、前項の各号のいずれかに該当する場合、当社は、何らの催告なしに、本規約にかかる契約を解除することができます。

第23条(存続条項)

本規約に基づく契約が終了した後であっても第9条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第25条の各規定の効力は有効に存続するものとします。

第9章 その他一般条項

第24条(監査)

利用者は、当社及び I-REC 関連機関が利用者に対する抜き打ちの監査や発電設備に対する立ち入りを行う権利を認め、これを受け入れるとともに、発電設備について提供される情報が、政府機関に提供される情報と一致していることを確約し、不当な遅延又は制限なしに立ち入りを受け入れることを保証します。

第25条(準拠法及び管轄)

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約又は本サービスに関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上

制定日 2023 年 3 月 9 日
改訂日 2025 年 9 月 17 日